



平成 23 年 2 月 25 日

各 位

会社名 株式会社サンコー
代表者名 代表取締役社長 三澤 理成
(コード番号 6964 東証第 2 部)
問合せ先 経営管理部長 小野 孝夫
(TEL.0263-52-2918)

臨時株主総会招集許可決定に関するお知らせ

当社におきましては、平成 23 年 2 月 7 日付プレスリリース「株主による臨時株主総会の招集請求に関する当社対応について」のとおり、当社の主要株主である田村正則氏（以下「申立人」といいます。）より、長野地方裁判所に対して当社の株主総会招集許可申立てが行なわれておりました。当該申立てについて、長野地方裁判所松本支部より 2 月 24 日付決定書を本日受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主総会の会議の目的

申立人に対し、下記事項を会議の目的とする株式会社サンコー（「本店」長野県塩尻市広丘野村 959 番地）の株主総会を平成 23 年 4 月 7 日までに招集することを許可する。

- ・株主総会招集の目的： 三澤理成、上條卓郎、中村保男及び横内和幸の取締役解任の件及び取締役 2 名選任の件

2. 本臨時株主総会招集許可決定に至る経緯

当社は、平成 23 年 1 月 17 日付プレスリリース「株主による臨時株主総会の招集の請求に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、申立人より、会社法第 297 条第 1 項の規定に基づき、臨時株主総会の招集を請求する平成 23 年 1 月 17 日付書面を受領いたしました。かかる請求を受けて当社は、平成 23 年 2 月 7 日付プレスリリース「株主による臨時株主総会の招集請求に関する当社対応について」にてお知らせいたしましたとおり、申立人は、長野地方裁判所に当社の株主総会招集許可申立てを行い、当社は、平成 23 年 1 月 27 日付で、長野地方裁判所から申立人による会社法第 297 条第 4 項に基づく、当社の株主総会招集許可申立てに対する審問期日呼出状の送達を受けておりました。当社は、裁判所や相手方に対して、当社の見解について説明してまいりましたが、長野地方裁判所松本支部より 2 月 24 日付決定書を受領するに至りました。

3. 臨時株主総会招集のための基準日及び臨時株主総会の開催予定日について

本日、申立人代理人から臨時株主総会の開催日としては平成 23 年 4 月中とする旨の連絡を受けております。なお、基準日につきましては平成 23 年 3 月 15 日を予定しております。

4. 当社の方針

当社は、長野地方裁判所松本支部のかかる決定を受け、真摯に対応してまいる所存です。今後の当社方針など決定した事項につきましては、速やかに適時開示いたします。

以上